

## 令和5年度 私立高等学校等の奨学給付金事業のお知らせ

岐阜県 環境生活部 私学振興・青少年課

岐阜県では、授業料以外の教育費負担を軽減するため、低所得世帯（道府県民税所得割額及び市町村民税所得割額が非課税相当と認められる世帯）を対象として、高等学校等奨学給付金を支給します。（返済不要）

本事業は、高校生等の保護者が岐阜県に住所を有することを要件としているため、保護者の住所が県外にある場合は、該当の都道府県にお問い合わせください。

## 1. 制度の概要

## (1) 支給要件

令和5年7月1日現在、次の要件をすべて満たす場合に、奨学給付金の支給を受けることができます。

○家計急変事由（自己都合によるものは除く）が発生し、非課税世帯（下記の年収見込未達の世帯）相当であると認められる世帯であること。

※以下の例に該当しない場合は、ご相談ください。

世帯構成	3人世帯	4人世帯	5人世帯
年収見込み額	2,214,286 円未満	2,714,286 円未満	3,214,286 円未満

○保護者が岐阜県内に在住していること。

○生徒が就学支援金事業対象である私立学校に在学し、就学支援金の支給を受ける資格を有する者であること。

○同一費目に対する他の措置費を受給していないこと。

※児童養護施設等に入所している方、及び里親に養育されている方で、給付金と同じ費目に対して措置費が支給されている場合は、奨学給付金は支給されません。

## (2) 支給額（私立高等学校等に在学する生徒1人当たり）

①非課税世帯（保護者全員の市町村民税所得割額が0円の世帯）（②の場合を除く）

137,600円/年（通信制以外）     52,100円/年（通信制）

②非課税世帯で、15歳以上（中学生を除く）23歳未満の扶養されている

兄弟姉妹がいる、第2子以降の高校生等の世帯

152,000円/年（通信制以外）     52,100円/年（通信制）

※令和5年度については上記支給額に物価高騰対策加算分として4,000円が加算されます。

※7月2日以降に家計急変が発生した場合の支給額は、家計急変の発生した月の翌月以降の月数に応じて算定しますので、上記の金額とは異なります。（物価高騰対策加算分も同様）

## (3) その他留意事項

- 通常用で申請した方は、家計急変用では申請できません。（二重受給はできません。）
- 2校以上の高等学校等に在学する場合には、生徒の選択により、どちらか1つの学校を選択する必要がありますので学校に相談してください。（二重受給はできません。）
- 支給対象は、7月1日（基準日）に在学している方です。6月末までに退学・転学した場合は、支給されません。
- 偽りその他不正の手段により支給を受けた場合は、支給の決定を取り消し、給付金の返還を命じることがあります。

## 2. 申請手続き等

(1) 提出書類 申請書及び委任状のほか、それぞれの区分に対応した書類を提出

【県内校の場合】

世帯区分	保護者等全員の道府県民税及び市町村民税所得割が0円相当の世帯		
	通信制	通信制以外	
		第1子	第2子以降
支給額	52,100円	137,600円	152,000円
① 申請書	○	○	○
② 家計急変の事由を証明する書類	○	○	○
③ 家計急変前の収入を証明する書類 ※高等学校等就学支援金を受給されている場合は省略可	○	○	○
④ 家計急変後の収入を証明する書類	○	○	○
⑤ 家計急変状況確認書	○	○	○
⑥ 扶養親族の人数・年齢を確認できる書類	○	○	○
⑦ 15歳(中学生を除く)以上23歳未満の扶養されている兄弟姉妹の健康保険証の写し			社会保険
			国民健康保険
⑧ 扶養誓約書(国民健康保険の場合)			○
⑨ 在学証明書	省略		
⑩ 委任状	○	○	○

※令和5年度については上記支給額に物価高騰対策加算分として4,000円が加算されます。

②家計急変の事由を証明する書類

離職票、雇用保険受給者証、解雇通告書、破産宣告通知書、廃業届出等

③家計急変前の収入を証明する書類

個人番号カードの写し等または課税証明書の写し等

※令和5年度に高等学校等就学支援金を受給され、同様の書類をすでに提出している場合は本申請での提出を省略できます。

※個人番号カードの写し等：個人番号カードの写し・個人番号通知カードの写し・個人番号の記載された住民票の写し・個人番号の記載された住民票記載事項証明書

※課税証明書の写し等：令和5年度の(所得)課税証明書・非課税証明書・特別徴収税額の決定・変更通知書、住民税の納税通知書

④家計急変後の収入を証明する書類

会社作成の給与見込、直近3ヶ月の給与明細、税理士又は公認会計士の作成した証明書類など

⑥扶養親族の人数・年齢を確認できる書類

扶養親族分の健康保険証の写し、扶養親族の記載が省略されていない課税証明書等

上記書類で支給要件が確認できない場合、追加で書類を提出いただく場合があります。

(2) 申請書提出先及び受付期間

令和5年9月19日(火) ※期限後は随時(令和6年3月1日(金)まで受付)

(3) 支給決定通知書の送付及び給付金の支給

・申請後、支給決定(不決定)通知書が学校を経由して送付されます。

・給付金は、支給決定通知後、原則として学校を通じて支給されますが、学校徴収金に充当される場合があります。

【奨学給付金申請書類の提出方法や提出期限、支給方法等に関するお問い合わせ】

学校法人 富田学園 岐阜東高等学校 事務室 電話：058-246-2956

【奨学給付金制度に関するお問い合わせ】

岐阜県庁 環境生活部 私学振興・青少年課 私学助成係電話：058-272-8249(直通)

【岐阜県外にお住まいの方】

下記にウェブページに記載の該当都道府県にお問い合わせください。

[http://www.mext.go.jp/a\\_menu/shotou/mushouka/detail/1353842.htm](http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/mushouka/detail/1353842.htm)